資料３

令和３年９月30日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

岩手緊急事態宣言期間の経過を踏まえた今後の対応の方向性について

１　経過

- 県では、7月９日にデルタ株を含むL452R変異株を検出したことから、岩手警戒宣言を発し、感染対策の再徹底を呼び掛けたほか、直近１週間の新規感染者数（対人口10万人）がステージⅢの目安である15人を超す場合には県独自の緊急事態宣言の発出等による対策を実施することとした。
- お盆休み前の８月３日には、全国の新規感染者数が過去最大を連日更新したことから、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などの原則中止・延期を呼び掛けた。
- ８月12日には、直近１週間の新規感染者数（対人口10万人）が16.5人とステージⅢの目安である15人を初めて超えたことから、岩手緊急事態宣言を発し、不要不急の外出の自粛を要請した。
- ８月19日には、直近１週間の新規感染者数（対人口10万人）が25.2人とステージⅣの目安である25人を超え、８月20日には25.9人を記録し、これが岩手緊急事態宣言期間中の最高値となった。
- これ以上の医療のひっ迫を避けるため、強い措置によって、新規感染者数を減少に転換させる必要があることから、８月23日には、国へまん延防止等重点措置の適用を要請した。
- ８月25日の政府対策本部において、本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られたことから、８月26日に、まん延防止等重点措置における取組の柱として想定していた盛岡市全域を対象とした飲食店等に対する営業時間短縮要請を県独自に行うことを決定し、８月30日から実施した。
- 直近１週間の新規感染者数（対人口10万人）は、９月６日に22.8人を記録して以降、減少に転じた。
- ９月12日には、営業時間短縮要請を終了し、９月16日には、直近１週間の新規感染者数（対人口10万人）が9.6人と岩手緊急事態宣言の解除基準としていた10人を下回ったことから、同日、岩手緊急事態宣言を解除した。

２　岩手緊急事態宣言期間中の状況等について

（１）新規感染者数の状況

・　岩手緊急事態宣言期間中の新規感染者数は計 1,194 名であり、それまでの累計感染者数（3,439 人）の約 35%が集中していることが確認された。

・　１週間累計感染者数の最大値は、県全体では８月 20 日の 318 名（直近１週間の新規感染者数（対人口 10 万人）25.9 人）であった。

（２）クラスターの発生状況

・　岩手緊急事態宣言期間中に確認されたクラスターは計 30 件であり、区分別では、「職場」が 10 件（133 名）、「飲食店」が９件（138 名）、「学校」が５件（92 名）などであった。

・　「職場」については、10 件中４件が 10 名以上の事例であり、両磐医療圏で確認された 45 名の事例のように、職場から家族や知人などへの拡大が確認された事例もあった。

・　「飲食店」については、９件中６件が 10 名以上の事例であり、飲食店の従業員や利用者からその家族や知人などへの拡大が確認された事例もあり、感染者数の増加要因となった。

・　盛岡市内の飲食店等への営業時間短縮要請以降、盛岡医療圏での飲食店クラスターは確認されなかった。

・　「学校」については、５件いずれも、学校が再開した８月下旬以降に確認された。

（３）医療提供体制の状況

・　病床使用率は、８月 13 日に 51.1%（179/350 床）とステージⅣの目安である 50%を超え、８月 20 日には 76.6%（268/350 床）を記録し、一部の医療機関では、外来診療の制限や不急の手術・検査の延期などを実施し、一般医療への影響が生じた。

・　その後、病床使用率は、概ね 60%程度で推移し、９月７日以降は減少に転じ、岩手緊急事態宣言を解除した９月 16 日時点では、27.4%（96/350 床）となった。

・　宿泊療養者数は、８月 22 日の 153 名を最高として、100～130 名程度で推移し、９月 12 日以降は減少に転じ、９月 16 日時点では、62 名であった。

・　患者の受入れについては、医療機関の病床数及び宿泊施設の居室数を拡大することにより対応した。

・　入院率は、概ね 60%程度で推移したが、新型コロナウイルス感染症患者は原則入院・宿泊療養とする本県の方針を継続し、岩手緊急事態宣言期間中、病床使用率が高まったものの、自宅療養が生ずることなく、医療体制は維持された。

（４）公衆衛生体制の状況

・　行政検査については、岩手緊急事態宣言期間中、県環境保健研究センター及び民間検査機関等で、それまでの累計検査数（115,660 件）の約 15%に当たる 18,129 件の検査を実施した。

・　新規感染者数の急増に対応するため、保健所間応援派遣を行ったほか、ＯＢ保健師の増員など県庁に設置した保健所支援本部の体制を強化し、保健所の機能が発揮できるよう支援を行った。

（５）人流の動向

・　県内主要駅における人流については、岩手緊急事態宣言期間中、2020 年比で二戸駅は 8.6%の減、盛岡駅は 14.9%減、北上駅は 18.3%減、一ノ関駅は 12.4%減と減少した。

・　岩手緊急事態宣言期間中の盛岡大通り周辺の来訪者数は、2020 年比 22.0%減、同地区の 20～24 時平均滞在人口についても、2020 年比 30.0%減と低い水準となった。

・　営業時間短縮要請期間中の 20 時～24 時平均滞在人口は、要請前比 25.2%減と減少した一方、営業時間短縮要請終了後は、要請期間中比 40.8%の増加となっている。

（６）各分野の状況

（交通）

・　鉄道事業者では、県内外の観光利用者や休日夜間等の利用者の減少と、それに伴う営業収入の減少が見られた。

・　乗合バス事業者及びタクシー事業者では、休日や夜間の利用者等の減少と、それに伴う運送（営業）収入の減少が見られた。

・　バス・タクシー事業者に対する運行支援交付金は、乗合バス事業者に対し 138,600 千円（路線バス１台 200 千円、高速バス１台 400 千円）、タクシー事業者に対し 103,000 千円（タクシー１台 50 千円）を交付した。

（宿泊業）

・　宿泊業では、岩手緊急事態宣言期間中、宿泊キャンセル等が見られた。

・　いわて旅応援プロジェクトの 10 月１日から再開に向けて、準備を進めている。

・　市町村においても県の再開に合わせて割引事業の実施に向けた検討が進められている。

（飲食業、農林水産業）

- 飲食業では、盛岡市内を対象に８時までの営業時間の短縮を要請した。その他の地域においても、営業時間を短縮する動きや売上減少が見られた。
- 農林水産業では、飲食店からの受注の減少により、農林水産物の取扱量の減少、出荷先の切り替え、販売単価の低下が見られた。
- いわて飲食店安心認証の取得が進み、９月 24 日までに 3,800 店を超える店舗が認証を取得した。
- いわての食応援プロジェクトの食事券の販売を９月 18 日に再開し、９月 26 日までの販売額は約１億４千万円となっている。岩手緊急事態宣言発出前の販売済分約２億５千万円と合わせて約３億９千万円が販売済となっている。
- 盛岡市の飲食店等に対する営業時間の短縮要請に当たっては、個人事業主では、1日当たり 25 千円～75 千円の協力金を支給することとし、９月 24 日現在、早期申請 311 店舗、本申請 544 店舗の申請となっている。

（医療福祉）

- 新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行うため、一部の医療機関で外来診療の制限や、不急の手術・検査の延期等の対応がとられた。
- 介護・障害福祉サービス事業所、保育所、放課後児童クラブの休止は無かったが、高齢者の健康づくりを目的としたスポーツ大会などに休止が見られた。

（教育・文化スポーツ）

- 県立高等学校では、オンラインでのショートホームルームを試行したほか、６校で時差通学を実施した。
- 県立学校では、一部の学校で修学旅行を中止・延期したが、文化祭等の学校行事は、中止・延期することなく実施した。
- 県の文化・スポーツ施設は休館し、コンサートやスポーツ活動等に中止・延期が見られたが、高校野球岩手県大会や全日本合唱コンクール岩手県大会など、無観客で開催された大会等もあった。
- 県立美術館、県立博物館、青少年の家、野外活動センターは休館・休所し、県立図書館は事前予約による臨時窓口での貸出等を行った。
- 県の文化・スポーツ施設等の休館については、施設の性質や地域の感染状況などを考慮した対応などを求める意見もあった。

３　今後の対応の方向性について

感染の第５波においては、岩手緊急事態宣言の下で、県民の理解と協力による行動制限や社会全体としての感染拡大防止の取組の強化など、人と人との接触機会の減少等により、自宅療養なく、入院・宿泊療養を原則とする本県の医療提供体制が維持された。

今後においても、引き続き、県民一人ひとりの基本的な感染防止対策の徹底が必要であるとともに、その下での社会経済活動も重要である。

再び感染が拡大し、第６波が生じるような場合には、個人の取組に加えて、社会全体としての取組の強化が必要となるものであり、本県における医療提供体制のひっ迫を招くことがないよう、その体制の維持を図ることが重要である。

その場合の基本的な対応の方向性は、次のとおりと考えている。

なお、今後、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会、岩手県新型コロナウイルス感染症医療提供体制検討委員会等において医療体制等について御議論いただくほか、関係団体等からの御意見や、統計情報等も参考に、岩手緊急事態宣言期間の対応等について改めて評価を行い、国の動きも踏まえ、再度の感染拡大が生じた場合の対策に生かしていく。

（１）感染拡大時における基本的な対応の方向性

【岩手緊急事態宣言】

・　県民の行動制限を伴う緊急事態宣言については、医療提供体制のひっ迫を防ぐことを目的として実施する。

・　宣言のタイミングについては、第５波同様、直近１週間の新規感染者数（対人口 10 万人）15 人を目安とするが、国の動きや、岩手緊急事態宣言の対応等に係る評価を踏まえて、宣言の発出時期や要請内容について、改めて検討する。

・　今回の緊急事態宣言期間中の県施設の閉館・休館のあり方については、検討を求める意見も寄せられており、そうした意見も踏まえて改めて検討する。

・　クラスター対策については、保健所による疫学調査や、クラスター制御タスクフォースによる個別の対応を基本とする。

・　飲食店に対する営業時間短縮要請の措置については、医療提供体制のひっ迫のおそれがある場合など、感染状況を踏まえ検討する。その際は、国へのまん延防止等重点措置の要請と併せて検討する。

・　事業活動への制限要請や期間中の経営への影響に対しては、必要な支援等を行うことが重要であり、国の財源の活用を含めて検討する。

（２）今後の対応において考慮すべき事項

今後の感染拡大防止対策を進めるに当たっては、以下の動向なども踏まえた上での検討を行う必要がある。

- ワクチン接種の進展
- 中和抗体薬の普及
- 新たな経口薬の承認
- 新たな変異株による感染拡大の可能性
- 緊急事態宣言等の終了による人流の増加

（国の動き）

- ワクチン・検査パッケージの導入
- 感染状況を判断するステージ指標の改訂
- 特措法、感染症法の運用見直し、基本的対処方針の変更